

令和6年度 第4回教育・保育部会

令和7年3月24日（月）
午前10時～11時30分
名古屋市役所西庁舎 西12E会議室

1 《報 告》

（1）乳児等の保育に関する調査について

【資料1】

2 《議 題》

（1）教育・保育部会設置要綱の改正（案）について

【資料2】

（2）令和7年度以降の「就学前教育・保育施設整備交付金」協議案件登録
における優先順位の設定について

【資料3】

＜次回開催予定＞
日時：令和7年8月頃
場所：未定

《報 告》

(1) 乳児等の保育に関する調査について

乳児等の保育に関する調査について

1 事業の目的

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の令和8年度の給付制度化に向け、保護者のニーズを的確に把握するため、対象となる子どもの保護者に対し、調査を実施するもの。

また、保育施策の推進に向け、利用者負担額の軽減を実施した場合における保育ニーズへの影響など、その他の保育施策に関する内容の調査も実施する。

2 事業の概要

(1) 対象

0～2歳までの子ども（12,000人）の保護者

(2) 質問数

約40問

(3) 主な調査項目

ア こども誰でも通園制度

- ・利用意向
- ・事業の認知割合
- ・事業設計に関する事項（希望時間帯・時間数・日数）

イ 保育所等の利用に関すること

- ・保育所等の利用状況
- ・利用者負担額の軽減に関する事項
- ・保護者の就労状況・育児休業の取得状況

(4) 調査関係スケジュール

時期	内容
令和7年3月	令和6年度 第4回教育・保育部会
4月	調査の実施
6月～	結果とりまとめ・分析の開始
8月	(仮) 令和7年度 第1回教育・保育部会 速報値報告
10月	(仮) 令和7年度 第2回教育・保育部会 調査結果報告

《議 題》

(1) 教育・保育部会設置要綱の改正（案）
について

教育・保育部会設置要綱の改正（案）について

1 趣旨

令和7年度以降、国からの必要な財政支援を受けるには、新たに「保育提供体制の確保のための実施計画」等を各自治体が作成し、地方版子ども・子育て会議等への諮問・承認を経たうえで、国へ提出すること、とされている。

本市の地方版子ども・子育て会議である「なごや子ども・子育て支援協議会」の部会である教育・保育部会において、本計画等を諮問するため、「教育・保育部会設置要綱」に規定されている所掌事務を変更するもの。

2 改正（案）

以下の新旧対照表のとおり

現 行	改 正 案
教育・保育部会設置要綱【抜粋】 (所掌事務) 第 2 条 部会は、次の事項について調査審議等を行い、その結果を協議会に報告するものとする。 (1) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事項の調査審議に関すること。 (2) 支給認定教育・保育等に係る利用者負担のあり方の検討に関すること。 (3) その他子ども・子育て支援新制度の施行に関すること。 (庶務) 第 7 条 部会の庶務は、子ども青少年局保育部保育企画課において行う。	教育・保育部会設置要綱【抜粋】 (所掌事務) 第 2 条 部会は、次の事項について調査審議等を行い、その結果を協議会に報告するものとする。 (1) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事項の調査審議に関すること。 (2) 支給認定教育・保育等に係る利用者負担のあり方の検討に関すること。 (3) <u>保育提供体制の確保のための実施計画等に関すること。</u> (4) <u>その他教育・保育に関する施策・事業に関すること。</u> (庶務) 第 7 条 部会の庶務は、子ども青少年局保育部 <u>幼保企画課</u> において行う。

3 今後のスケジュール（予定）

- ・令和7年3月 令和6年度第4回教育・保育部会にて改正（案）の意見聴取
- ・令和7年6月 令和7年度第1回なごや子ども・子育て支援協議会にて、教育・保育部会設置要綱の改正を諮問
- ・令和7年7月 教育・保育部会設置要綱を改正予定

《議 題》

(2) 令和7年度以降の「就学前教育・保育施設
整備交付金」協議案件登録における優先順
位の設定について

令和7年度以降の「就学前教育・保育施設整備交付金」協議案件登録における優先順位の設定について

1 概要

本市では、国の「就学前教育・保育施設整備交付金」（以下、「交付金」という。）を活用し、待機児童対策として保育所等の整備を行う事業者に対し、費用の一部を補助している。

国から交付金を受けるには、各整備案件について国と協議を実施の上、国から内示・交付決定を得る必要があるが、令和7年度以降は、自治体ごとの課題を踏まえた優先順位を付した上で協議を行うよう通知があり、国においては、各自治体の優先順位を踏まえ予算の範囲内で補助金を交付することとしている。

そこで、本市の保育提供体制の確保に係る課題を踏まえ指標を整理し、優先順位の設定方法を策定するもの。

2 対象事業

- ・ 保育所等の老朽改築
- ・ 幼稚園からの認定こども園への移行

3 補助要件

事業	補助要件等（※）
保育所等の老朽改築	築50年以上が経過している又は築40年以上が経過しており、一級建築士等が行った老朽度算定により、老朽化が認められる施設（国要件）
幼稚園から認定こども園への移行	原則、2・3号利用枠確保に係る整備費用に補助（市要件） ただし、旧耐震基準の建物でありIs値が0.7を下回る場合には、1号部分についても、耐震化整備に必要な費用を補助

※要件は、鉄筋コンクリート造の建物の場合。

※補助及び定員増の要件については、国基準との整合性を図りながら検討していく。

4 国の動き

時期	通知内容など
令和6年 1月22日	第1回協議募集
3月25日	予算の上限に達したため第2回協議以降の募集中止
5月17日	追加協議募集（限定的な事業のみ）
12月2日	補正予算に伴う追加協議募集（限定的な事業のみ）
12月3日	令和7年度協議案件登録における自治体優先順位設定についての事前連絡

5 今後の想定スケジュール

時 期		内 容
令和N年	4月～5月	意向調査照会
	8月	市協議書提出締切
令和N+1年	1月～2月上旬	国庫協議案件登録 国庫協議第1回申請
	2月中旬～ 3月中旬	教育・保育部会で「実施計画（整備計画、整備予定など）」を報告
	3月中	国庫採択予定事業決定
	4月	国庫内示

6 優先順位の設定

(1) 保育提供体制の確保に係る課題

本市における保育提供体制の確保に係る課題は以下のとおり。なお、将来的な保育ニーズの減少局面を見据えた取組等も課題としてあるが、交付金の活用事業の範囲で掲げるもの。

課題1 保育ニーズが高く利用枠が不足している地域における新たな2・3号利用枠の確保。

課題2 老朽化している施設の改築等による2・3号利用枠の維持。

(2) 優先順位の設定

以下の基準で優先順位を設定

① 整備2年目以上の施設

② 保育ニーズの高い地域に所在しており待機児童対策として20人以上（3歳未満児10人以上^{※1}）の定員増加を行う施設^{※2}

③ ②に該当しない施設^{※2}

※1 国庫補助の取扱いの詳細が具体的に示された場合は変更する場合あり。

※2 保育ニーズの高い地域で定員増（1・2歳児24人以上、総定員20人以上かつ3歳未満児10人以上、1・2歳児5人以上）する施設、2・3号利用枠の保育実績がある施設、築年数が古い施設の順に優先する。

※3 名古屋市名城保育園については、令和9年度に民間移管し、名古屋市と愛知県で策定した公営住宅の建替計画において令和13年度（予定）に新園舎へ移転とすることから、優先順位については、同一年に整備する施設の中で優先する。

順位	優先順位基準	保育 ニーズ	整備に伴う定員変更	整備区分
1	保育ニーズの高い地域に所在しており待機児童対策として20人以上（3歳未満児10人以上）の定員増加を行う施設	高い	1・2歳児24人以上	保育所等の老朽改築
2		高い	1・2歳児24人以上 (総定員60～90人)	幼稚園から認定こども園への移行
3		高い	20人以上（3歳未満児10人以上）	保育所等の老朽改築
4		高い	20人以上（3歳未満児10人以上）	幼稚園から認定こども園への移行
5	上記以外の施設	高い	1・2歳児5人以上	保育所等の老朽改築
6		高い	1・2歳児5人以上	幼稚園から認定こども園への移行
7		—	—	保育所等の老朽改築
8		—	—	幼稚園から認定こども園への移行

※同一順位で並んだ場合は、築年数の古い順に順位付けする。

地域の課題に対応した財政支援

- 「新子育て安心プラン」に基づく実施計画の採択や「待機児童解消に向けて緊急に対応する取組」により実施する財政支援について、「保育政策の新たな方向性」のとりまとめに伴い、支援の内容及びその採択要件の見直しを行う。

採択分類・採択対象

【認可保育所等（※1）】

- 1. 待機児童対策（※2）
【1.①の事業】各年度の4月1日時点において待機児童が10人以上見込まれる市区町村
- 【1.②～⑦の事業】各年度の4月1日時点において待機児童が10人以上見込まれる市区町村又は過去3年以内に待機児童が生じている市区町村（※3）

2. 人口減少対策

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（※4）

3. 地域の課題に応じた対策

待機児童や人口減少、その他保育提供体制にかかる課題が特に深刻であり、地域の課題や対応方針等にかかる計画を国に提出する市区町村

- ※1 認可保育所等における採択について、同一自治体に対して1～3の複数の採択を可能とする。
- ※2 令和7年度当初予算においては経過措置として従前の採択要件により実施計画を提出する市区町村も対象とする。
- ※3 令和5年度または令和6年度に実施している自治体は、令和8年度以降に採択の対象外となった場合でも令和11年度末までは経過措置として補助の対象とする。
- ※4 財政支援を受けないことによりニーズの減少が見込まれる場合を含む

【1. 待機児童対策の採択により受けられる財政支援】

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業 安心こども基金（整備・改修）	定員拡大を伴う整備にかかる国庫補助率の嵩上げ（※5） （1／2→2／3）
②民有地マッチング事業	補助要件
③保育利用支援事業（予約制）	補助要件
④一時預かり事業（一般型）	緊急一時預かりの補助要件
⑤一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）	補助要件
⑥認可化移行運営費支援事業	地方単独保育施設加算の適用を受けて実施する場合の加算要件
⑦幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業	職員の配置の弾力化の要件

※5 実施計画の採択のほか、別途国庫補助基準上の要件あり。

※ 「新子育て安心プラン実施計画」の採択等による就学前教育・保育施設整備交付金、保育所等改修費等支援事業及び保育補助者雇上強化事業の補助単価の嵩上げ、都市部における保育所等に対する賃借料支援事業のうち建物借料と公営施設の賃借料加算の乖離が2倍を超えた場合の補助、保育環境改善等事業のうち環境改善等事業（緊急一時預かり推進事業）の補助及び子ども・子育て支援整備交付金における放課後児童クラブの整備にかかる国庫補助率の嵩上げは廃止

【2. 人口減少対策の採択により受けられる財政支援】

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業	多機能化や統廃合のための整備にかかる国庫補助率の嵩上げ（1／2→2／3）

【3. 地域課題に応じた対策の採択により受けられる財政支援】

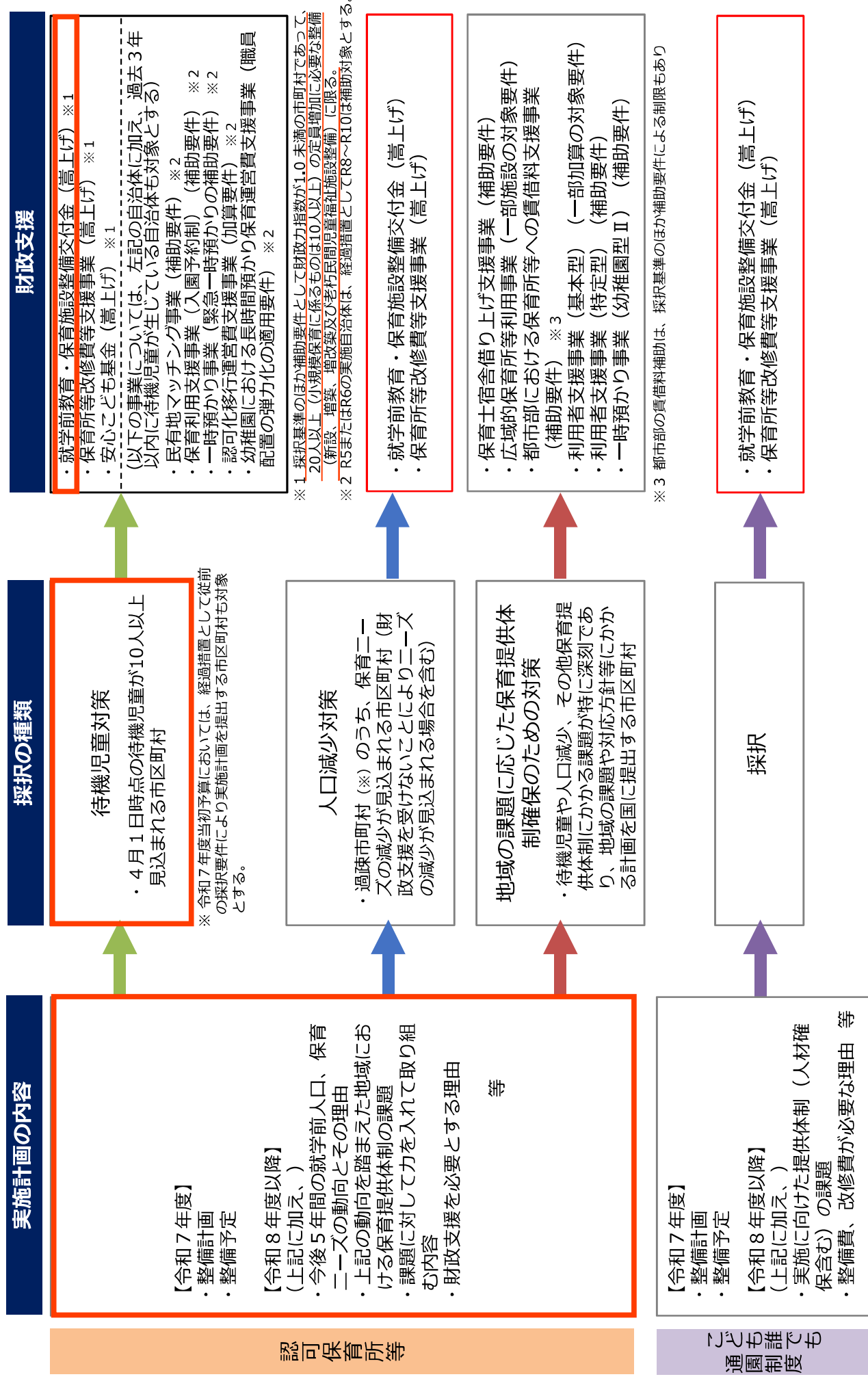
項目	内容
①保育士宿舎借り上げ支援事業	補助要件
②広域的保育所等利用事業	企業主導型保育事業等において単独で実施する場合や、新制度未移行幼稚園での預かり保育を実施する施設の共同利用により実施する場合の補助要件
③都市部における保育所等への賃借料支援事業	補助要件
④利用者支援事業（基本型）	夜間加算、休日加算及び機能強化のための取組の加算要件
⑤利用者支援事業（特定型）	補助要件
⑥一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）	補助要件

【こども誰でも通園制度】

こども誰でも通園制度のための整備・改修が必要な市区町村

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業	国庫補助率の嵩上げ（1／2→2／3）

「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択スキーム



※ 過疎市町村：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第1号）に基づく、全部過疎市町村、一部過疎を有する市町村及びみみなし過疎市町村
 ※ 令和8年度以降、計画の提出にあたっては、地方版子ども・子育て会議等の承認を得ることを要するものとする（事後の承認を含む）。
 ※ 令和8年度以降の運用の変更時期については、令和7年度中に前倒しとなる可能性があることに留意すること。

令和7年度予算案 245億円 + 令和6年度補正予算額 829億円 (245億円)

※ () 内は前年度当初予算額

事業の目的

- 保育所等の保育の提供体制確保に向けて、保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費等を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来る環境を整備する。

事業の概要

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。

【対象事業】

- ・ 保育所整備事業 ・ 幼保連携型認定こども園整備事業 ・ 認定こども園整備事業 (保育所型、幼稚園型) ・ 公立認定こども園整備事業
- ・ 小規模保育整備事業 ・ 防音壁整備事業 ・ 乳児等通園支援事業実施事業所整備事業

実施主体等

【実施主体】 (私立) 市区町村 (公立) 都道府県・市区町村

【設置主体】 (私立) 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等 (公立) 都道府県・市区町村
(保育所及び認定こども園 (保育所機能部分) については公立を除く)

【対象施設】 保育所、幼稚園 (認定こども園への移行に伴うもの)、認定こども園、小規模保育施設
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) 実施事業所 等
(保育所及び認定こども園 (保育所機能部分) については公立を除く)

【補助割合】

(私立)
国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4
国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4

＜補助率の嵩上げについて＞ 以下に該当する場合には補助率の嵩上げを行う (1／2→2／3) ※令和7年度当初予算では経過措置あり
○待機児童対策
待機児童が10人以上見込まれる地域 (保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要) で20人以上の定員増加に必要な整備であること等
○人口減少対策
過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村 (財政支援を受けないことによりニーズの減少が見込まれる場合を含む)
「(保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要)」

(公立) 原則国1／3、設置者 (市区町村) 2／3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

※乳児等通園支援事業 (私立) 国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4 (公立) 国2／3、設置者 (市区町村) 1／3

※防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策 (9.4億円)

1 協議スケジュール

【協議スケジュール（予定）】

○ **次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金**の国庫補助協議について、令和7年度は以下のスケジュールで行う予定であるため、協議を検討している自治体においては準備をお願いしたい。

協議案件登録期限予定		
令和7年1月～2月上旬		
	協議書提出期限予定 (※)	国からの内示予定
事業着手予定月がR7.4又はR7.5の事業等	令和7年2月上旬	令和7年4月上旬
事業着手予定月がR7.6又はR7.7の事業等	令和7年4月上旬	令和7年6月上旬
事業着手予定月がR7.8又はR7.9の事業	令和7年6月上旬	令和7年8月上旬
事業着手予定月がR7.10又はR7.11の事業	令和7年8月上旬	令和7年10月上旬
事業着手予定月がR7.12以降の事業	令和7年10月上旬	令和7年12月上旬

注：具体的な提出期限等については、地方厚生（支）局より連絡する。

○ **子ども・子育て支援施設整備交付金**の国庫補助協議については、令和7年度は以下のスケジュールで行う予定である（昨年度と同様のスケジュール）。協議を検討している自治体においては準備をお願いしたい。

	協議書提出期限予定（※）	国からの内示予定
第1回	令和7年2月上旬	令和7年4月上旬
第2回	令和7年4月上旬	令和7年6月上旬
第3回	令和7年6月上旬	令和7年8月上旬
第4回	令和7年8月上旬	令和7年10月上旬
第5回	令和7年10月上旬	令和7年12月上旬

注：具体的な提出期限等については、地方厚生（支）局より連絡する。

- ※1：協議案件の登録は原則年1回とする。
- ※2：登録された協議案件のうち、採択事業として仮決定された事業については、着手時期等に応じて5回に分けて協議書を提出する。
- ※3：当該交付金は予算の範囲内において交付するものであるので、ご留意いただきたい。
- ※4：詳細な協議スケジュールについては、令和7年1月下旬頃にお知らせする予定。

【交付対象の整備内容】

創設、大規模修繕（一部改修、アスベスト処理工事等）、増築、増改築、改築、拡張、スプリングラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備、耐震化等整備 等

※交付金によって交付対象となる整備内容が異なるため、詳細については各交付要綱等を参照されたい。

※1：スケジュールについては、左記のとおり、予定している。

※2：当該交付金は予算の範囲内において交付するものであるので、予算の執行状況によっては第2回以降の協議募集は行わない場合があるため、ご留意いただきたい。

※3：詳細な協議スケジュールについては、令和7年1月下旬頃にお知らせする予定。

【交付対象の整備内容】

創設、大規模修繕（一部改修、アスベスト処理工事等）、改築、拡張、応急仮設施設整備等

※詳細については交付要綱等を参照されたい。

2 留意事項

【次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金の協議案件の登録について】

- 各年度における各自治体の施設整備計画に基づく施設整備事業とし、**原則、年1回**とする。提出の際、協議案件の登録漏れのないよう、都道府県及び市町村内の関係する施設整備事業所管部署等と連携を密にし、十分に調整した上で提出すること。

- また、**協議案件の登録の際**には申請される各自治体内において、**施設整備事業の優先順位を設定(※)**していただくので、事前に関係部局等と十分に調整を行うこと。

※ 優先順位は、各自治体の施設整備計画における施設整備事業全体で設定。同一順位の設定は不可、施設種別毎に優先順位を設定するものではないので注意していただきたい。

- 提出後、**登録された事業が採択予定事業として仮決定**されたことで**直ちに内示が確約されるものではない(※)**ことに留意が必要。

※ 採択予定事業として仮決定後、協議書の審査段階で交付要件を満たしていないことが判明した場合、内示を行わない、あるいは減額して内示するケースがある。

【その他留意事項】

- 内示前に事業着手した場合は補助の対象外となるので留意すること。事業着手とは工事契約の締結のことであり、内示後の契約を担保するような仮契約も含まれる。また、工事契約前の着手金の支払いなど、事実上事業の一部に着手しているような場合も事業着手に該当するため留意すること。

- 複数年度事業の場合は毎年度協議書の提出を行う必要があるが、内示前着工とならないよう2カ年目以降は必ず年度第1回目の協議書提出時期にて協議すること。